

北監第7号
平成31年4月19日

北方町長 様
北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ^ 鈴 木 浩 之

対象事項及び範囲

小規模保育施設及び病児保育施設視察

小規模保育施設及び病児保育施設の概要

小規模保育施設及び病児保育施設に関する歳入歳出関係

実施日

平成 31年 5月 20(月)

実施場所

北方町役場 委員会室 及び 施設現地

基本方針・着眼点

- ・小規模保育施設及び病児保育施設について、施設の概要、利用状況、町の施設に対する許可や検査・契約等について適正に行われているか。また、施設に関する予算の歳入歳出が適正に執行されているか。

提出資料（各3部）

- ・小規模保育及び病児保育関係資料

出席依頼者氏名

福祉健康課長、担当者

北監第18号
令和元年6月3日

北方町長 様
北方町議會議長 様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 鈴 木 浩 之

対象事項及び範囲

小規模保育及び病児保育の概要について

小規模保育及び病児保育の施設や人員配置は適正か。

小規模保育及び病児保育に関連する歳入歳出は適正に行われているか。

実施日

令和元年 5月 20 日 (月)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、現地の視察、関係書類等の調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、監査意見書に述べる事項について検討する必要がある。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横山 治

北方町監査委員 鈴木 浩之

令和元年5月20日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

1. 小規模保育を運営している法人について

現在、町が小規模保育事業を認可している法人は株式会社である。そのため社会福祉法人や学校法人と比べて、税に関する優遇措置がないので、法人の経営に関して注視していく必要があると思われる。町は子育て支援事業の施設として認可している立場から、毎年の財務諸表等により運営状況を確認するとともに、必要であれば法人格の移行等、情報提供や助言を行い施設の継続に寄与されることが望ましい。

2. 施設の周知の仕方について

町が発行している子育て支援施設を紹介しているパンフレットには、学校法人や医療法人、株式会社が運営母体である施設も掲載されているが、町が運営している施設と区別がつかないように見える。公的機関が発行していることも鑑み、営利目的である法人が運営している施設の掲載方法について再考されたい。